

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年6月18日

広島県知事 湯崎 英彦

1 業務内容

- (1) 業務名
ゆとりと魅力ある集合住宅の供給に向けた要素分析及び施策立案業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局住宅課（広島県庁北館5階）
- (5) 事業予算額
16,220,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の商品日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 本県調達の商品日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54A 調査・研究」又は「61L 計画策定・計画策定支援」のいずれかの資格を認定されている者であること。
- (6) 国内の住宅市場に関する調査・研究を直近10年間（平成26年4月から令和6年3月まで）に複数回行っている者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付期間
令和6年6月18日（火）から令和6年7月1日（月）までの間、随時交付する。
 - イ 入手方法
広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局住宅課（広島県庁北館5階）
電話：082-513-4164（ダイヤルイン）
電子メール：dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和6年7月1日（月） 午後5時必着

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年7月2日（火）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(2)イの場所

イ 提出期限

令和6年7月12日（金） 正午必着

ウ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、ゆとりと魅力ある集合住宅の供給に向けた要素分析及び施策立案業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「ゆとりと魅力ある集合住宅の供給に向けた要素分析及び施策立案業務公

募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和6年7月18日(木)までに、すべての提案書提出者に対して、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「54A 調査・研究」又は「61L 計画策定・計画策定支援」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局住宅課(広島県庁北館5階)

電話:082-513-4164(ダイヤルイン)

ファクシミリ:082-223-3551

電子メール:dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp